

2022年1月1日より施行される

電子取引データ保存義務を ご存じですか？

2021年11月25日

アンテナハウス株式会社

代表取締役 小林 徳滋

取引書類は書面（紙）で保存する義務がある

❖ 法人税法第二百二十六条

❖ 第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、財務省令に定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない

❖ 財務省令第五十九条第一項三号

❖ 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

電子帳簿保存法（電帳法四条） 紙に代えてデジタルデータで保存できる

- ❖ 第四条 原則として紙で保存すべき国税関係書類を、所定の要件を満たせば、紙に代えてデジタルデータで保存できる
 - ❖ 第一項 最初から一貫してコンピュータで作成した帳簿
 - ❖ 第二項 自己が最初からコンピュータで作成した書類
 - ❖ 第三項 書面をスキャナでデジタルデータとし、書面を破棄する（「スキャナ保存」という）
- ❖ 電帳法四条のデジタル保存は使いたい企業向けオプションであり。所定の要件を満たさねばならない。

電子帳簿保存法第七条（電帳法七条） 電子取引データのデジタル保存義務

- ❖ 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- ❖ 電子取引とは
 - ❖ 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。
 - ❖ EDIはもちろん、電子メール添付PDFでの受発注、ECショップでの注文なども電子取引

書面保存とデータ保存の二重規制への対処

- ❖ 書面で授受した取引書類は、原則書面で保存しなければならない
- ❖ 電子取引を行った場合は、取引データをデジタルで保存しなければならない
- ❖ 当面、企業の取引は書面取引と電子取引の両建てになる
- ❖ 紙と電子が混在すると複雑になり、間違いを起こしやすい。どちらかにするべきだがどうするか？
- ❖ なお、書面をスキャナでデジタル化することは簡単にできる。しかし、書面を廃棄するには、（法四条三項の要件を満たす）スキャナ保存が必要

ウェビナーのご案内

- ❖ 【マジセミ】中堅・中小企業は2022年1月から施行される電子帳簿保存法 第7条の電子取引データ保存にどう対処すべきか？
- ❖ 日 時 2021年11月30日（火）16:00～17:00
- ❖ 概 要 本セミナーでは、国税庁ホームページの電子取引についての一問一答を参照しながら、中堅・中小企業における各業務例を挙げ、ワークフローと電子取引データの見直しポイントをお伝えします。また、本改正に対する対策をミニマムコストで簡易に行える「電子取引 Save」もあわせてご案内させていただきます。

本ウェビナーは終了しました。当日の録画をYouTubeより公開しております。次のURLよりご覧いただけます。ぜひご覧ください。

https://youtu.be/WU6jPRWGz_Y